

参加店で買い物やサービスを利用して500円ごとに
もらえるスピードくじで金券が当たるチャンス!

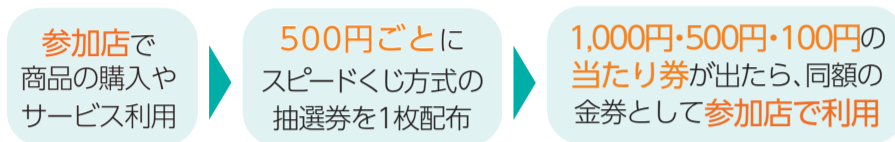
新宿応援セール

この機会に地元商店街でお買い物を楽しんでみませんか。

【抽選券配布期間】 **6月19日(水)~7月19日(金)**

【当たり券利用期間】 **6月19日(水)~7月31日(水)**

【参加店】 **区内商店街の小売店、飲食店など約2,000店**



当り率は、▶1,000円…8,000本、▶500円…2万4,000本、▶100円…40万本

はずれ券5枚を集めて応募すると、抽選で3,000名にオリジナルエコバッグ(下写真)をプレゼント

詳しくは、新宿区商店会連合会公式ホームページ「新宿ルーペ」(右下二次元コード。HP<https://shinjuku-loupe.info/>)をご覧ください。



問合せ
▶新宿区商店会連合会事務局 ☎(3344) 3130・FAX(3342) 1108、▶産業振興課産業振興係 ☎(3344) 0701・FAX(3344) 0221



チラシ



吉住区長

区長と話そう しんじゅくトークに 参加しませんか

HPで詳しく



テーマ

地域コミュニティの活性化に向けて
「(仮称)新宿区町会・自治会活性化推進条例(素案)」

吉住区長が、区民の皆さんと上記テーマのほか各地域の身近な課題について直接意見交換します。



前回の様子

日時・会場等 各地域センターで開催します

地域	日時	会場(地域センター)
大久保	7月18日(水)午後2時から	大久保(大久保2-12-7)
笹塚	7月18日(水)午後6時30分から	牛込笹塚(笹塚町15)
四谷	7月22日(日)午後6時30分から	四谷(内藤町87)
角筈	7月23日(火)午後2時から	角筈(西新宿4-33-7)
落合第二	7月23日(火)午後6時30分から	落合第二(中落合4-17-13)
柏木	7月24日(水)午後2時から	柏木(北新宿2-3-7)
落合第一	7月24日(水)午後6時30分から	落合第一(下落合4-6-7)
櫻町	7月25日(木)午後2時から	櫻町(早稲田町85)
戸塚	7月25日(木)午後6時30分から	戸塚(高田馬場2-18-1)
若松町	7月26日(金)午後6時30分から	若松(若松町12-6)

※各回とも1時間30分の予定です。

申込み 所定の申込書(1人に付き1会場まで)を開催日の前日(手話通訳・一時預かり保育等を希望する方は7月5日(金)までに郵送(必着)・ファックスまたは直接、問合せ先へ。新宿区ホームページ(右上二次元コード)からも申し込めます。申込書は問合せ先・特別出張所で配布しているほか、新宿区ホームページ(右上二次元コード)から取り出せます。

問合せ 区政情報課広聴係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎3階) ☎(5273) 4065・FAX(5272) 5500

確認書の
返送期限は
9月30日

令和6年度分新宿区物価高騰対策臨時給付金 (低所得者支援及び定額減税補足給付)を支給します

HPで詳しく



右表①は支給対象の方あて、右表②③④は支給対象世帯の世帯主あてに、支給案内(圧着はがき)か振込口座等を確認する確認書のいずれかを発送します。

支給対象・支給額 右表のとおり

※最新の税情報により不支給となる場合があります。

※DV等の被害を受けて区に避難している方は給付を受けられる場合がありますので、区の担当課へご相談ください。

■支給案内(圧着はがき)が届いた方(手続き不要)

支給案内(圧着はがき)は6月19日(水)から順次発送し、給付金は、7月11日(木)から順次支給します。

■確認書が届いた方(手続きが必要)

確認書は6月28日(金)から順次発送します。必要事項を記入の上、同封の返信用封筒で、9月30日(月)(消印有効)までに返送してください。期限までに返送がない場合、給付を受けられません。

確認書が区に届いてから、おおむね3週間~1か月で支給します。

問合せ

区物価高騰対策臨時給付金コールセンター
☎0120(008)115

(土・日曜日、祝日を除く9月30日(月)まで開設)

※代筆・代読が必要な方や電話での問合せが困難な方向けの相談窓口を、9月30日(月)まで区役所第1分庁舎8階に開設しています。

区の担当課 物価高騰対策臨時給付金対策室(第1分庁舎8階)

☎(5273) 4112・FAX(5273) 4366

支給対象(給付金の受給権者は世帯主)	支給額	
①調整給付 (定額減税しきれないと見込まれる方への給付)	令和6年度住民税が課税されている方のうち、定額減税可能額が減税前税額を上回ると見込まれる、所得税・住民税の納税義務者(賦課期日は令和6年1月1日)	定額減税可能額が減税前税額を上回ると見込まれる額(1万円未満の額は、1万円単位に切り上げて支給)
②令和6年度に新たに住民税均等割非課税となった世帯への給付(★)	令和6年6月3日(基準日)に、区に住民登録があり、同一世帯に属する全員が、新たに令和6年度住民税均等割非課税となった世帯	1世帯につき 10万円
③令和6年度に新たに住民税均等割のみ課税となった世帯への給付(★)	令和6年6月3日(基準日)に、区に住民登録があり、同一世帯に属する全員が、新たに令和6年度住民税所得割(減税前)を課税されなくなった世帯(上記②の対象を除く)	1世帯につき 10万円
④上記②③のうち、18歳以下のお子さんがある世帯への給付(子ども加算)(★)	上記②③のうち、平成18年4月2日以降に生まれたお子さんがある世帯	お子さん1人につき 5万円

★次の世帯は対象外です。

▶令和5年度住民税非課税世帯または均等割のみ課税世帯が対象の給付金の受給対象世帯(他自治体で令和5年度非課税世帯または均等割のみ課税世帯が対象の給付金の受給対象世帯を含む)

▶令和6年度の住民税均等割を課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯

▶既に、他自治体で令和6年度住民税非課税世帯または均等割のみ課税世帯が対象の給付金を受給している世帯

※本給付金事業は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用して実施しています。

※定額減税・給付金の制度について詳しくは、内閣官房ホームページ(<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>)をご覧ください。